

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第14号

令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和28年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票を行う場所等を次のとおり定める。

令和3年3月4日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

|                  |                           |  |
|------------------|---------------------------|--|
| 不在者投票を行う場所       | 千葉県花見川区役所<br>2階講堂期日前投票所   | 花島コミュニティセンター<br>2階多目的室期日前投票所             |
| 不在者投票を行うことができる期間 | 令和3年3月5日から<br>令和3年3月20日まで | 令和3年3月8日から<br>令和3年3月20日まで                |
| 不在者投票を行うことができる時間 | 午前8時30分から<br>午後8時00分まで    | 午前9時00分から<br>午後8時00分まで                   |
| 備考               |                           | 花見川区の選挙人名簿に登録されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。 |